

今後のWGの進め方(案)

平成21年7月16日

特許権の存続期間の延長制度検討WG

平成21年5月29日に言い渡された平成20年(行ケ)第10458～10460号事件判決は、過去の東京高等裁判所或いは知的財産高等裁判所の判断(例えば、平成17年(行ケ)第10345号事件判決や平成18年(行ケ)第10311号事件判決)と異なるものであり、現在、最高裁判所に対し、上告受理申立てが行われている。

最高裁判所の判断によっては、これまで延長制度の対象とされていなかった「ドラッグデリバリーシステムのように革新的な製剤技術を用いた剤型のみが異なる革新的医薬の処分」が、対象とされる可能性がある。そのため、現時点では、本WGで検討すべき課題が定まらず、議論を進める状況にない。

そこで、本WGでは、最高裁判所の判断を待って、その内容を踏まえて論点整理をした後、医薬品分野の延長制度についての審議を再開することとする。